

国民健康保険税が変わります

平成20年度から後期高齢者医療制度が始まるに伴い、みなさんに納めていただく国民健康保険税が、次のように変わります。また、これに併せて税率などの見直しを行いました。

保険年金課 ☎66♦1172

算定方法が変わります

★算定方法・税率を改正します

これまで国民健康保険税は「医療分」と「介護分」との合算額でしたが、20年度から新たに後期高齢者医療制度を支援するための「支援分」が加わり、3区分の合算額になります。

現 行	平成20年度から
医療分 (加入者全員) 所得割 課税所得×6.9% 資産割 固定資産税額×29.0% 均等割 1人あたり30,000円 平等割 世帯あたり33,300円 限度額 56万円	医療分 (加入者全員) 所得割 課税所得×4.85% 資産割 固定資産税額×19.5% 均等割 1人あたり23,000円 平等割 世帯あたり23,000円 限度額 47万円
介護分 (40～65歳未満) 所得割 課税所得×1.05% 資産割 固定資産税額×1.0% 均等割 1人あたり8,700円 平等割 世帯あたり6,600円 限度額 9万円	支援分 (加入者全員) 所得割 課税所得×1.9% 資産割 固定資産税額×3.0% 均等割 1人あたり7,000円 平等割 世帯あたり7,000円 限度額 12万円
	介護分 (40～65歳未満) 所得割 課税所得×1.45% 資産割 固定資産税額×1.0% 均等割 1人あたり8,700円 平等割 世帯あたり7,200円 限度額 9万円

納付方法が変わります

★年金からの天引き (特別徴収) が始まります

これまで国民健康保険税は、納付書または口座振替のいずれか (普通徴収) により納めていただいていたのですが、20年度から、前期高齢者 (65歳以上75歳未満) のみで構成される世帯 (国民健康保険加入者がすべて65歳以上75歳未満) は、原則として年金から天引きする「特別徴収」という納付方法が変わります。

●こんなときは特別徴収しません

- (1) 口座振替による納付を継続しているとき。(滞納のないことが条件)
- (2) 世帯主の年金受給額が年額18万円未満のとき。
- (3) 年金支払月において、介護保険料と国民健康保険税の期別納付額の合算額が、その月に受け取る年金額の2分の1以上になるとき。